

ハフニウムフラットチューブ型制御棒の使用実績に関する調査結果について (原子力安全・保安院への報告)

2010年11月12日

当社は、他社で使用済のハフニウムフラットチューブ型制御棒にひびが確認された事象を踏まえて、2010年11月1日に原子力安全・保安院から発出された指示文書※に基づき、当社における同型の制御棒の使用実績を調査しました。

浜岡原子力発電所では、現在、当該制御棒は使用しておらず、過去においても使用した実績がないことを確認し、本日、その旨を原子力安全・保安院へ報告しましたのでお知らせします。

※ 指示文書とは、「制御棒のひびに関する対応について(指示)(平成22年11月1日付 22原企課第110号)」です。

指示内容は、以下のとおりです。

1. ハフニウムフラットチューブ型制御棒の使用の有無、現在使用している場合にはその本数及び炉内の配置状況並びに中性子照射量(現在及び次回定期検査まで使用時)について速やかに報告すること。
2. 現在運転中の原子炉においてハフニウムフラットチューブ型制御棒を使用している場合には、構造強度に係る健全性評価及び制御棒の挿入性等の技術基準適合性を含む安全性の評価を行い速やかに報告すること。
また、至近の定期事業者検査までの間、運転中における当該制御棒の動作確認を行い、その結果を報告すること。
さらに、至近の定期事業者検査において当該制御棒のひびの有無について確認を行い、ひびが確認された場合には、以下に示す対応を行い、その結果を速やかに報告すること。
 - (1)ひびの状況及び発生原因を調査すること
 - (2)製造及び中性子照射量等を含む運転の履歴を調査すること
 - (3)構造強度に係る健全性評価及び制御棒の挿入性等の技術基準適合性を含む安全性の評価を行うこと
3. 現在停止中の原子炉に装荷又は使用済みとして保管しているハフニウムフラットチューブ型制御棒がある場合には、ひびの有無について確認し、ひびが確認された場合は、2. (1)、(2)、(3)に示す対応を行い、その結果を速やかに報告すること。

以上